

令和2年5月26日

各小・中学校 保護者 様

有田川町教育委員会
教育長 楠木 茂
(公 印 省 略)

令和2年度における小・中学校の教育活動の再開について（通知）

平素は本町の教育活動にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策のため4月9日より町内で一斉臨時休校の措置をとらせていただいたところ、現時点では感染の事例のない状況が続いております。これも、皆様のご理解、ご協力のおかげであると感じております。

さて、5月22日に文部科学省より発表された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.22 Ver.1)」を受け、有田川町教育委員会では、町内公立小・中学校の教育活動を令和2年6月1日から段階的に再開し、以下のとおり対応することとしました。

保護者の皆様におかれましては、ご不安もあろうかと思いますが、より安全・安心に学校生活を送ることができますよう対応を図って参ります。ご理解の上、以下の予防策へご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今後、国や県からの通知や要請により、再度の臨時休業を含めた対応を協議させていただきますことを申し添えます。

1 6月1日からの教育活動再開について

(1) 以下の点を目安に、令和2年6月1日から学校を段階的に再開し、授業日として扱います。

- 6月1日～ 3限授業を行います。
- 6月4日～ 給食を再開します。
- 6月8日～ 終日授業を行います。中学校では部活動を再開します。

(2) 6月4日から、給食を実施します。献立や配膳の工夫、食前食後の手洗い等、感染拡大防止の徹底に努めますが、保護者やお子様が給食や登校に不安を感じる場合は、弁当を持参していただきますようお願いいたします。その際、事前（清水地区1週間前、他の地域2日前まで）に学校へ申し出ていただきますようお願いいたします。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を徹底し、**安全・安心**を図ります。
- 3密（密閉、密集、密接）の回避
 - 教室等のこまめな換気
 - 咳エチケットや近距離での会話や発声等の際のマスク等の使用
 - 学校施設・設備の消毒
- (4) 臨時休業による学習の遅れを取り戻すため、1学期の終業式及び夏季休業の期間を次の通りとします。
- 1学期の終業式 令和2年8月7日
 - 夏季休業の期間 令和2年8月8日から8月23日まで
- (5) 感染症予防と授業時数確保の観点から、学校行事を次の通りとします。
- 修学旅行については、現段階では、**延期扱い**としています。
 - 運動会（体育祭、体育大会）や音楽会（文化祭）については、**実施しません**。
 - 校外学習について、当面の間、**県外では実施しません**。また、県内であっても宿泊を伴う場合や、移動に公共交通機関や貸切バスを利用する場合は、原則、延期もしくは中止とします。

(6) **感染が心配で登校させたくない（登校したくない）場合について**

学校から感染症対策について説明しますが、保護者やお子様が、登校せず家庭での学習を希望する場合は、家庭学習への支援を行います。その場合も、「欠席」とはせず、「**出席停止**」の扱いで対応いたします。

2 保護者の皆様にご協力していただきたいこと

- (1) 通常のインフルエンザ予防策と同様の予防策をお願いします。
- ① 帰宅後は手洗い、うがい、洗顔等の徹底
 - ② バランスの良い食事
 - ③ 十分な休息
- (2) 登校の際、**検温や風邪症状の有無の確認**をお願いします。朝の会等で、お子様から聞かせていただきます。
- (3) お子様や家族に発熱等の風邪症状がある場合は、登校させないようにしてください。その場合は、「欠席」とはせず、「**出席停止**」等の扱いで対応いたします。
- (4) 学校においても健康観察に努めます。学校で発熱を確認した場合など気になることがあれば、保護者に連絡をします。場合によっては、お迎えをお願いすることがあります。
- (5) 毎日、清潔なハンカチやマスクを持たせたりとともに、**咳エチケットや手洗いなどの基本**についても指導をお願いします。
- (6) 休日においても、**3つの条件が同時に重なる可能性がある場所等**、集団感染しやすい場所や場面への外出はできるだけ避けてください。